

## 検事任官後の基本的な異動形態

### 任官からの年月

R1.12 R2.2 R3.4 R4.4 R5.4 R6.4 R7.4 R8.4 R9.4

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

6年目

7年目

①

新任検事

1年3ヶ月

②

新任明け  
検事

2年間

③

A庁検事

2年間

④

シニア検事  
以降

- 12月に任官
- 法務総合研究所において約6週間の導入研修
- 導入研修後、1年2ヶ月、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、福岡に配置

- 大規模庁(A庁)以外の地検本庁または大規模支部に配置

- A庁に配置
- 東京ブロックA庁においては、1年間を東京地検本庁に配置し、もう1年間を周辺のA庁(立川支部、横浜、さいたま、千葉)に配置

- シニア(A庁明け)検事以降は、適性や希望を踏まえた上で、本省・他省庁勤務、留学等の多様な経験を積み、幹部職等へ配置される

※A庁…東京ブロック(東京、立川支部、横浜、さいたま、千葉)、大阪、京都、神戸、名古屋の9庁を指す。

### ☆異動に当たっての留意点

- A庁検事までは公平性を重視したほぼ共通の異動形態
- 上記①、②、③は原則異なる高検管内に配置  
(※ただし、人員の配置上、①と③もしくは②と③が東京管内となる可能性あり)
- 上記①ないし③の期間中に長期間にわたる育児休業等により職務に従事しない期間がある検事については、当該期間を延長することができる